

## 令和元年 第7回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1.開催日時 場所

令和元年7月16日(火) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

### 2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 萩田正保 松尾康弘  
横井利治 鈴木克青 萩田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三  
高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典  
小柳守弘  
欠席 伊藤安子 鈴木要

### 3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穂 諸藤和也 石田潤司 清水香那子 山下幸穂 富永幹人  
池谷定康 鈴木健吾 内藤裕士  
山下文彦(農林水産担当部長)

### 4.審議事項

- 第50号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第51号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第52号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第53号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について
- 第54号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第55号議案 令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策  
に関する要望事項等(案)について
- 第56号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

### 5.報告事項

- 報第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第47号 農地法第3条許可について(3条許可公亮)
- 報第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第49号 帯納処分による公亮に係る農地等の現況報告について
- 報第50号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第51号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第52号 農業用施設証明について
- 報第53号 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について

## 6.その他

### 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和元年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、定数24名のところ、22名と過半数を越えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席されている方は、議席番号22番の伊藤安子委員と24番の鈴木要委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。冒頭でございますが、やはり天気の話を入れなくてはいけないと思います。ご存知のように、今年の梅雨は長引いて冷えているということでございます。みなさんもニュース等でご存知のように、1993年も冷害で米が育たないという大変な状況でしたが、今年はそれに匹敵する状況となっております。この話に関しては私も泣きたくなりますが、少しでも天気が良くなつてもらえればと思っております。

話は変わりますが、机の上に新聞記事が置かれていると思いますが、先月みなさんに地区調査会で活動していただきたいとお願いしたと思いますが、その中の一環で私も行動いたしました。このように1人で行動するのもいいですし、調査会で行動してもいいですが、いろいろな形で農業委員や推進委員として活動していきたいと思います。その意図は、みんなの業務について決められたことをするのは当然ですが、それ以外にも農業委員の仕事の延長線もしくは農家個人として何か考えていただきて、農業の発展のために行動していただければと思います。いつも言うように、活動結果の効果の大小については問いません。やらないよりやった方がいいという活動を何か1つでもしていただきて、農業委員になったからには農業の発展について、3年の間に活動したという実績を作っていただきたいと思い先月お願いしました。ふた月に亘つてのお願いになりますが、結果は後で付いてくるものだと思いますので、何か活動したいことがありますたら改めてお願いしたいと思います。簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和元年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席番号4番の田中照明委員、議席番号5番の原田博示委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第50号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 今月の申請案件は、地区積志、整理番号 121 番外 9 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 7 件、交換に係る案件が 2 件、区分地上権の設定が 1 件でございます。許可することができない場合を定めております、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。議案 1 ページ、地区新津、整理番号 122 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、掛川市の [REDACTED] 67 歳でございます。[REDACTED] は、申請地に隣接する田を耕作しております、この度、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で、売買について合意したため、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置し、[REDACTED] のご自宅からは約 35 km、車で約 1 時間のところで、取得後は水路を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区佐久間、整理番号 130 番も売買に係る案件でございます。譲受人は、天竜区佐久間町浦川の [REDACTED] 78 歳でございます。[REDACTED] は、平成 16 年 7 月から浦川地内の農地で、野菜を中心に関農しておりました。この度、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で売買について合意したため、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置し、[REDACTED] の自宅に隣接しております。取得後は里芋、馬鈴薯、玉ねぎ等を作付けしていく計画でございます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

整理番号 121 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

整理番号 122 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 整理番号 122 番、新津地区で協議した結果、特に問題はありませんでしたが、掛川から耕作するのは大変だと意見がありましたが、隣の水田を作っているので問題ないとなりました。機械関係をいずれ浜松に置いて使いたいとのことでした。以上です。

整理番号 123 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 123 番、地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

整理番号 124 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 124 番の都田地区の 1 件ですけども、調査会で審議をした結果、特に問題はありませんでした。

整理番号 125 番から 127 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 125 から 127 番につきまして、調査会で協議した結果、何ら問題ありませんでした。

整理番号 128 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 128 番、地区調査会において特に問題はありませんでした。

整理番号 129 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

整理番号 129 番、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

整理番号 130 番について、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 整理番号 130 番、佐久間・水窪地区で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は举手をお願いします。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 50 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 51 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 3 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 61 番、外 9 件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅・長屋住宅関連が 6 件、駐車場が 3 件、太陽光発電設備が 1 件であり、農地区分は、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 3 件、第 3 種農地が 6 件でございます。

それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。議案 4 ページ、地区三方原、整理番号 68 番をご覧ください。北区三方原町の畠 2,403 m<sup>2</sup> の内 1,680.94 m<sup>2</sup> において、太陽光発電事業を行いたいという申請です。申請地は、[REDACTED] のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、申請地に 185W の太陽光パネル 540 枚を設置し、発電能力が 99.9kW となる発電設備を設ける計画でございます。設備の配置計画から見て転用規模は適当と思われます。また残地の 722.06 m<sup>2</sup> については、申請者が引き続き耕作管理する計画でございます。申請地内は碎石敷とし、周囲にはフェンスを設ける計画であること、雨水は自然浸透により処理する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、経済産業省の設備認定を平成 31 年 3 月 25 日付で受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあることから、許可相当であると判断いたしました。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に統じて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号 61 番、62 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 61、62 の 2 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 63 番、64 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 63 番、64 番について、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 65 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 65 番、庄内地区調査会で調査した結果、特に問題ありませんでした。

- 議長 整理番号 66 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の狩田博子委員からお願いします。
- 狩田博 整理番号 66 番について、地区調査会で協議をした結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 67 番については、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根木 整理番号 67 番、地区調査会で検討した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 68 番 69 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 整理番号 68 番、69 番 2 件、審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 70 番について、中瀬・赤佐・鷹玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森島 1,555 m<sup>2</sup>ということでございますが、是正措置ということで許可をした案件であります。事務局と会長、副会長でご相談いただきたいと思うんですが、屋敷内の残ってしまった畑について、建物があるということであれば是正ですが、みかんや植木が植わっている残地の農地で屋敷内の是正措置を求めるのはいかがのものかという議論がありましたので、ご検討いただきたいと思います。
- 議長 この件は問題ないということでよろしいですか。
- 森島 問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。
- ( 質疑なし )
- 議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 51 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- ( 異議なし )
- 議長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 次に、第 52 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。
- ( 議案の表紙を読み上げる )
- 石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 666 番外 119 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用住宅関連が 74 件、事業用の建物関連が 6 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 17 件、一時転用が 1 件、太陽光発電が 20 件でございます。また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 15 件、第 2 種農地が 33 件、第 3 種農地が 70 件でございます。
- それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。議案 8 ページ、地区湖東、整理番号 692 番をご覧ください。西区大人見町の田、4,258 m<sup>2</sup>において、太陽光発電事業を行いたいという申請です。申請地は、[REDACTED] のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、申請地に 285W の太陽光パネル 1,260 枚を設置し、発電能力が 359.1 kW となる発電設備を設ける計画でございます。設備の配置計画から見て転用規模は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンス、土壌堤及び土側溝を設け、雨水は自然浸透に

石川 より処理する計画であり、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、経済産業省の設備認定を平成31年3月29日付で受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議案16ページ、地区三方原、整理番号741番をお願いします。北区東三方町の畠3筆、1,665m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、金属溶接業を営む法人です。近年、部品製造の受注が増加しており、新たな機械の導入を検討しておりますが、既存の工場では手狭であり、老朽化も進んでいるため、申請地に工場を新設し、今後の更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場25台、調整池、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はコンクリート舗装し、周囲には15cm高のブロックにより見切り工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水については敷地内側溝から調整池に流入させ既設水路へ制限放流し、污水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議案19ページ、地区浜名、整理番号764番をお願いします。浜北区平口の田2,422m<sup>2</sup>について、飲食店を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、餃子の製造・販売を営む法人でございます。現在、浜松市内に営業販売店舗を3店舗設けておりますが、今回事業拡大を目的に新たな店舗を建設したく申請に及んだものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する第2種農地に該当する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地であると判断いたしました。本転用事業は、店舗、駐車場64台、緑地を建設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、污水、雑排水については合併浄化槽から南側にある排水路へ放流し、雨水排水については敷地内側溝を経て地下調整池に流入させ、その後、東側にある排水路へ放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号666番から668番までについて、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号666, 667, 668の3件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号669番、670番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いしま

議長 す。

中島 整理番号 669、670 につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 671 番から 678 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 679 番から 684 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。

田中 積志地区の 679 番から 684 番の 6 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 685 番から 689 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願ひします。

原田 整理番号 685 番から 689 番まで、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 690 番から 695 番までについて、湖東地区調査会の鈴田正保委員からお願ひします。

鈴田正 整理番号 690 から 695 番の 6 件、地区湖東です。調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 696 番から 701 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願ひします。

松尾 整理番号 696 番から 701 番まで 6 件、庄内地区ですけど、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 702 番から 710 番までについて、飯田・芳川地区調査会の鈴木克育委員からお願ひします。

鈴木克 調査番号 702 番から 710 番までの 9 件、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 711 番から 720 番までについて、河輪・玉島・白脇地区調査会の鈴田博子委員からお願ひします。

鈴田博 整理番号 711 番から 720 番までの 10 件について、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 721 番から 727 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。

根木 整理番号 721 番から 727 番までの 7 件、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 728 番から 745 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内山 整理番号 728 番から 745 番までの 18 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 746 番、747 番までについて、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡本 746 番 747 番の 2 件につきまして、地区調査会で審議をした結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 748 番から 752 番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。

- 藤 村 整理番号 748 番から 752 番までの 5 件について、調査会において審議をした結果、別に問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 753 番から 755 番までについて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
- 高 井 整理番号 753 番から 755 番まで 3 件、引佐調査会で何の問題もありませんでした。
- 議 長 整理番号 756 番から 759 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 整理番号 756 番から 759 番 4 件につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。
- 議 長 整理番号 760 番から 768 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
- 小 杉 整理番号 760 番から 768 番までの 9 件、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 769 番から 781 番までについて、中瀬・赤佐・飯玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 調査会において珍しく問題を指摘あるいは提起された案件はありません。問題ありません。  
以上です。
- 議 長 整理番号 782 番、783 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英 整理番号 782、783 の 2 件ですけれども、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 784 番、785 番について、春野地区調査会の水崎委員よりお願いします。
- 水 崎 整理番号 784 番、785 番 2 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての發言のある方は挙手をお願いします。
- 議 長 はい、高井委員。
- 高 井 783 番の天竜の方に聞きますが、公開ですることはどういうことですか。■ということですがそこに工場があるのですか。
- 議 長 はい、鈴木英雄委員
- 鈴木英 工場はありません。■のテストコースの新設事業で工事を行いますので、その時の影響評価によって湿生植物と両生類を一時的に避難させて、その場所で管理をするという形を取ることでございましたので、11 年間そこで借り受けて環境を整えるということでございます。
- 高 井 ■がコースを作るのですね。
- 鈴木英 そうです。地元の背谷という集落のところにテストコースを作るということで、その工事に伴って動植物を一時避難させるという形です。
- 高 井 猫とかハクビシンとかですか。
- 議 長 事務局からも説明してください。
- 石 川 今回の申請地の北側近接地に■がテストコースを作ります。そこにいる動植物を工事の

石川 間避難させるということで、こちらにビオトープを作つてそれを見つけ次第避難させてくるという計画です。テストコースの工事の間使うという計画でございます。

高井 そこにいる動植物をあらかじめ捕まえるのではなくて、出てきたものを捕まえるということですか。

石川 申請の中では発見次第連れてくると聞いております。

議長 私の聞いた話だと、出てきた動植物を避難して、テストコースの工事が終わったらまた元に戻すという避難地ということで、法令でそのようなことをやらなければいけないとなっているようです。

はい、狩田博子委員。

狩田博 今、会長から元に戻すと聞いたんですけど、元の所はテストコースになっているのではないかですか。

議長 完全に元に戻すのではなくて、元いたところの近辺に戻すということで聞きました。

石川 よろしいですか。大規模な開発のために一時的に避難させておいて、テストコースができた時には山を全部切ってしまう訳ではないので、戻せるところには戻す計画と聞いております。

高井 どのような動植物が住んでいるのかわかりませんが、その先には自然保護団体などがあるでしょうが、そういうことはちゃんとできていますか。

石川 説明が不足していて申し訳ありませんでした。テストコースを開発するために環境影響評価というものを事前にされているようで、その中で生育に影響が及ぶと思われる、湿生植物や両生類を一時的に避難させるようにそれを作らなければいけないとなっていて、こちらに作るということで申請が出されております。

狩田博 ということは、テストコースが完成した後も、湿生植物や両生類が生きられる場所が確保されているということによろしいですか。

議長 はい、事務局。

石川 申請の中では元に戻すということで申請はされています。我々が聞いている限りは戻せるものは戻すということで伺っております。

狩田博 戻せるものということですが、話に出てきているのは湿生植物や両生類ということは、当然水のあるところが残っていかなければ戻れないですよね。水がある場所が工事の計画で残っているのか確認できると思うのですが、それを無くしておいて元に戻せるものは戻すというのは難しいので、そこが本当に確保されているのかが重要だと思います。

木下 調整グループの木下です。全てを戻せるという訳ではございませんので、環境調査に必要な動植物の確保ということになると思います。本体工事に伴うビオトープや環境用の公園などは別の申請で山林の方に作る話も出ているかと思いますので、全体計画を踏まえながら確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

高井 ビオトープというとカエルや水中植物を一時的に移すという、カエルなどは移るかもしれません、他のものを素手で移すというと難しそうですが、移せるものは移すことですね。わかりました。

議長 高井委員よろしいでしょうか。

高井 いいです。

議 長 はい、森島委員。

森 島 今の話はとても大事だと思います。梅田さんなどのご指摘もあるような問題意識を持っていらっしゃる方だから、水生植物や両生類についてもご理解があるからあのような発言をなされるのだと思います。我々みんながそういう観点でものを捉えられるかというと、ただただ豚を飼ってきた私からすると、なかなかそのような課題について勉強していない部分もあって、本質的な議論にならないという問題点がここでも露呈していると感じます。ここなども会長のイニシアチブで、この農業委員会のレベルがあのような議論にも耐えられるような農業委員会にしていってもらいたいと切に思います。そういう観点でもう1点問題提起をしますけども、先ほど説明案件であった741番について、転用事情の中に地域振興のための工場というものがあります。741番三方原の案件です。地域振興のための工場とありますが、なぜここに改めて地域振興の工場という文言が登場してくるのか、ここにも法的な理由があると思います。法的な理由とはなんなのかというと、こういった理屈を付けないと許可案件に該当しないということがあるので想定します。他に似た案件があっても地域振興のための工場という文言は登場しにくいと思います。もう一方では地域振興のためにならない工場が世の中にあるのかと思います。こういうところについても事務局がこのような文言を使う時には、法律について補足的に説明した方が我々の法に対する認識も徐々に深まっていくということでは大事だと思いますので、こういう言葉の使い方について、ここに絞っていただいて結構ですので、地域振興のための工場という言葉をなぜ使ったのか、法的な根拠を教えてもらいたいと思います。

議 長 事務局説明をお願いします。

木 下 地域振興のための工場ですが、市街化調整区域における開発許可制度の運用基準、都市計画法の基準となります。農地法ではありません。その中に地域振興のための工場の基準が定められております。どのような基準なのかというと、工場の種類としては、輸送用機器関連産業、健康医療関連産業、農商工連携関連産業、光電子関連産業、環境エネルギー関連産業、デジタルネットワーク・コンテンツ関連産業ということです。今回はこの中に該当する工場ということで出ております。

議 長 はい、森島委員。

森 島 基本的に工場というのは、輸送関係や医療関係や光関係や環境に関わる産業であるとか、大体はどこかに当てはまるのではないかですか。

木 下 こちらは輸送用機器関連産業に分類されまして、その中に生産用機械器具製造業などの製造業全般入っております。

森 島 該当しない工場はあるのですか。

木 下 分類の他に基準として、原則として5年以上安定した経営状態にある企業ですとか、既存施設において適正な事業を行っている、あと浜松市地域基本計画で定める指定集積業種に該当する事業を行っている企業であるかなど、審査を進めた上で土地政策課で許可をしております。

森 島 わかりました。

議 長 その他ござりますでしょうか。

議 長 はい、小柳委員。

小柳 4 ページの 68 番の太陽光発電は個人名で申請されていますが、これだけの規模の太陽光発電をするということは何らかの会社が関わっているのではないかと前回も言いましたが、68 番の太陽光発電はパネルが 540 枚あるのに個人で申請されています。さらに 18 ページの 754 番、755 番も個人申請されています。実際に個人の方が事業をされているのならいいですが、他の申請は会社名で申請されています。この部分は共済した方がいいと思います。太陽光発電については大きな問題になっているので、どのような会社が手掛けているかをみなさんの認識が必要だと思います。そのところを統一されたらどうかと思います。

議長 事務局お願いします。

木下 経済産業省の固定買取制度の申込者が個人と法人の場合がありまして、申請人に個人名が載っているものは、個人で申請をされているところになります。当然、個人の方が設営できるわけではありませんので、施工業者としては法人が入って、危険がある場合など管理については法人がすることが多いと思います。事業主としては個人で提出されております。

小柳 ありがとうございました。

議長 その他にございますでしょうか。

はい、狩田博子委員。

狩田博 先ほどのビオトープのことですが、工事の間の一時的な避難所と伺いましたが、工事が終わった後の申請地はどうなるのでしょうか。

木下 こちらの場所は 11 年間借りる計画となっております。その後、工事が延びれば期間が延長されるかと思いますが、基本的には現状の農地に戻してお返しすると聞いております。

議長 その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 52 号議案農地法第 5 条の規定による許可について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

議長 ( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 53 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続き(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 23 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

富永 今月の申請案件は、地区三ヶ日、整理番号 25 番でございます。相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、地区三ヶ日、整理番号 25 番、北区三ヶ日町三ヶ日 [ ] 外 1 箇について、ご説明いたします。被相続人は、平成 10 年 11 月 18 日に亡くなられた、[ ]、相続人は、北区三ヶ日町鉢にお住いの、子の [ ]、66 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 2,286 m<sup>2</sup>です。現地調査を実施した結果、みかん、水稻が耕作され、農地の管理が適切に行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。説明は以上でございます。

議長 貴今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようで、第 53 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することいたします。

次に、第 54 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 25 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

山下 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和元年度第 4 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年 7 月 19 日となります。2 枚めくって頂きました、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 250 箕、200,352.00 m<sup>2</sup> の内訳でございます。今月は、笠井地区での 6 箕をはじめとして、計 19 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 15 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、17 ページから 45 ページは農地利用集積 円滑化事業によるもの、47 ページには所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 15 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 130 箕ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1 番から 3 番及び 6 ページの 28 番から 7 ページの 35 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。知人を通じて農業にふれ興味を持ち、静岡アグリ実践大学等で農業を学び、今回の申請に至りました。南区崩野町 [REDACTED] の畠、外 10 箕、計 5,979 m<sup>2</sup> を借り受けでブロッコリー等の栽培を予定しております。

次に 1 ページの 4 番から 6 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。叔父の農作業を手伝う内に農業に興味を持ち、佐浜町の農業者 [REDACTED] のもとでスプレー薬を中心とした花卉の栽培を学び、今回の申請に至りました。西区佐浜町 [REDACTED] 外 2 箕、計 3,197 m<sup>2</sup> を借り受け、スプレー薬等の栽培を予定しております。

次に 7 ページの 36 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。さんです。農業ボランティアを通じて興味を持ち、大原町の農業者 [REDACTED] のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区神ヶ谷町 [REDACTED] 、1,670 m<sup>2</sup> を借り受け、ナスやネギの栽培を予定しております。

11 ページから 13 ページをご覧ください。[REDACTED] です。現在、北区内でみかんを約 90,000 m<sup>2</sup> 作付けしている [REDACTED] が令和元年 5 月に設立した会社で従業員の雇用の安定及び福利厚生の向上を図るために、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町只木 [REDACTED] 外 35 箕、計 26,470 m<sup>2</sup> を借り受けみかんの栽培を予定しております。

次に、5 ページ 1 番から 6 ページ 27 番、9 ページ 1 番及び 15 ページをご覧ください。農地

山 下 中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 38 箕ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分子定先を記載しております。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。5 ページ 8 番から 6 ページ 27 番、9 ページ 1 番及び 15 ページをご覧ください。本件は、県の農業振興公社が北区三ヶ日町平山 [ ] 外 30 箕の地、計 34,403 m<sup>2</sup> を 8 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 14 名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。

森 島 はい、森島委員。

森 島 中間管理機構の案件ですが、文字通り事業として新しく展開されてきた成果として見ることができる案件なのか、従来から貸借がされていた案件の掘り起こしの案件なのか伺いたいと思います。

議 長 事務局お願いします。

池 谷 集積グループの池谷でございます。今回の中間管理機構の案件ですが、利用権設定からの中間管理事業へ乗せ換えるものが主ですけれども、新規に出たものもございます。

森 島 そのおおよその比率を教えていただけますか。

池 谷 おおむねですけれども、7 割程度が利用権から中間管理事業へ乗せ換えたもので、残り 3 割程度が新規のものになります。

森 島 ありがとうございました。

議 長 その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 54 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 55 号議案令和 2 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項等(案)についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齊 藤 この議案は、農業委員会法第 38 条の関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出に基づいて、当農業委員会として提出する意見を審議いただくものでございます。5 月の推進委員研修会や 6 月の調査会でご協議いただき、各地区調査会から 38 件のご意見、要望を提出していただきました。6 月 14 日に行われた役員・幹事合同連絡会で協議し、県要望 1 件、市要望 2 件に取りまとめました。この案につきましてご承認いただければ、県要望につきま

齊藤 しては県農業会議へ提出していく予定でございます。その後、県農業会議では各農業委員会から提出された要望の取りまとめ等を行い、11月には県知事・県議会等へ提出していく予定でございます。市要望につきましては、総会での承認後、市長あてに提出していきます。

議案28ページをご覧ください。県要望(案)でございます。要望内容を読み上げます。

(読み上げ)

続きまして議案29ページをご覧ください。こちらは市要望(案)でございます。

(読み上げ)

続きまして議案30ページをご覧ください。こちらも市要望(案)でございます。

(読み上げ)

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
森島 はい、森島委員。

森島 事務局に確認しますが、利用権の設定は法改正で50年や60年でも可能になったと理解していますが、そのあたりについて説明をお願いします。

齊藤 50年の設定が可能になったのは、農地法3条についてでございます。利用権については3年6年10年となっております。

森島 3条であれば長期の賃貸借が可能であれば3条でいいのではないかですか。

齊藤 3条であると契約を解除するには解約の手続きが必要になりますので、貸主の方が躊躇することがあります。利用権の方は比較的貸しやすいので、利用権で設定したいというご希望が強いことがあります。3条と利用権のどちらを選ぶかは自由なので、選択肢を増やすという点で要望していきます。

森島 ありがとうございました。

議長 その他ございますでしょうか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第55号議案令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項等(案)については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第56号議案農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案31ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齊藤 それでは説明します。都田地区の農地利用最適化推進委員の辞任に伴い、6月17日から7月10日の期間で推進委員を公募いたしました。その結果、1人の推薦がありましたので、浜松市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置運営要綱により、会長が指名する農業委員6人を評価委員として候補者評価委員会を設置、会議を開催し、議案にあります北区滝沢町の[REDACTED]を推進委

齊 藤 員内定者として決定いたしました。ご承認をいただければ 8 月 1 日付で委嘱いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 56 号議案農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項の第 44 号から第 53 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 49 ページ以降は報告事項でございます。

( 議案と件数を読み上げる )

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通じて何かありましたらお願ひいたします。

森 島 ・除外済み地の転用申請について

横 井 ・篠原・舞阪地区新規就農者・若手農家との懇談会について

議 長 ・農業ビジョンによる小中学校での出前講座について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

齊 藤 ・しづおか農地利用最適化推進 1・1・1 運動について

・農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録簿について

・浜松市農業委員会活動月報について

・浜松市農業委員会活動月報と報酬について

鈴木智 今後の会議予定

令和元年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 令和元年 8 月 16 日(金)午後 1 時 30 分～

場 所 北区役所 3 階 31・32 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 7 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

開会時間 午後 3 時 05 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和元年 7 月 16 日

会長 松島 好則

委員 田中 照明

委員 原田 博示